

役員推薦規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本CPサッカー協会の理事及び監事を選任する場合における、理事候補者及び監事候補者の理事会における推薦の方法等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(理事候補者の推薦)

第2条 理事会は、社員、登録会員又は学識経験者等（学識経験者、企業もしくは団体の経営に携わり又は精通した者、及びこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の中から理事候補者を推薦することができる。

(監事候補者の推薦)

第3条 理事会は、学識経験者等の中から監事候補者を推薦することができる。

(学識経験者等以外の理事候補者の年齢制限)

第4条 理事に就任すると仮定した場合における、その就任する日の属する年の4月1日現在で満70歳以上となっている者(第2条の規定によって推薦される学識経験者等を除く。)は理事候補者としてすることができない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、理事及び監事を選任する場合における理事候補者及び監事候補者の推薦の方法等に関して必要な事項は、理事会が定める。

(附則)

第6条 この規程は令和2年 9月 25日に改正する。